



Contents

巻頭言	P1
第42回 社会福祉のフロンティア 報告	P2
家族援助技術セミナー 報告	P3
研究例会 報告	P4
2015年度秋学期活動報告	P5
既刊図書紹介	P6

巻頭言

家族福祉相談室の閉室に寄せて

庄司 洋子 (立教大学名誉教授・本研究所所員)

2015年3月末日をもって家族福祉相談室が閉室となった。立教大学社会福祉研究所の歴史を多少でも知る人には、どんなにか複雑な思いをもって受け止められたことだろうと、胸がざわついた。福祉研にとって、明らかに、一つの時代の終わりだからである。

私が、立教大学に着任したのは1990年で、定年を迎えられた早坂奉次郎先生に代わって、佐藤悦子先生が所長を引き受けられた直後だった。1967年に設立された福祉研は、社会福祉という看板を掲げながらも、代々の所長の個性を極めて色濃く反映した研究所だったといえる。だが、佐藤所長は、当時の社会福祉分野の政策動向を反映して拡大しつつあった各大学の福祉教育への取り組みを強く意識され、立教大学の福祉研もそうした時代状況に相応しいものにしたいという意欲を明確に示しておられた。それまでの福祉研は、学外者が多数を占めるという変則的な所員構成であったが、学内専任教員を中心とする研究所に改変するための舵を切ることになったのである。同時に、先生は、着任したばかりの私に、「私は福祉の臨床分野を受け持つから、あなたが福祉の政策分野を担当して、新しい福祉研をつくりましょう」と明言されたことを思い出す。

その後、実際に、佐藤先生は家族福祉相談室の担い手として、実に重い役割を負ってきてくださった。先生のご専門の家族・夫婦療法を実践する場としての相談室活動と、セミナー・講座の講師としての活動は、先生ご自身が大切におられたばかりでなく、相談者や受講者にとって実にぜひ

なものであったといえるだろう。大学内の一研究所、またその一部の相談室という位置は、当然ながら極めて不安定なものであったにもかかわらず、それに負けない強い意志で先生は守り抜いてくださった。継続が厳しいと思われる時期に、先生の教え子である安達映子さんの協力を得ることができたのも幸いであった。

立教大学の新座キャンパスにコミュニティ福祉学部が設立されてまもなく20年になろうとする現在、池袋キャンパスの福祉研が大きく変化を遂げようとしているのは、ある意味で当然である。しかし、相談室の閉室に、先生がご存命であればどんな反応を示されたらと思うをめぐらしても、いまではそれを知るすべもなく、ひとえに複雑な気持ちになるばかりである。



公開講演会 第42回 社会福祉のフロンティア(12月8日) 報告 フランスにおける「ライシテ」の政治的転換

一ノ瀬 佳也 (立教大学法学部特任准教授)

今回の講演は、フランス大使館で大学交流担当官をしているダビッド・マリナス氏を招聘して、フランスの共和政体を支える「ライシテ」(政教分離)の原則についてお話いただいた。まさに、イスラム教の女子学生のスカーフ事件をはじめとして、「ライシテ」の原則は現代のフランスを特徴づける社会問題となっている。

「ライシテ」とは単純に言えば「国家」と「宗教」の分離を意味するものであり、政府への特定の宗教の影響を排除することが行われた。その際、三点に注意しなければならない。一つ目は、ライシテは「人種差別」ではない。これは「反アラブ人、反ユダヤ人」を意図したものではなく、人種とは何ら関係ない。二つ目は、「宗教差別」でもない。フランス国家は、あらゆる宗教に対して中立でなければならない。三つ目は、「反宗教主義」でもない。「ライシテ」は宗教を否定したものではない。むしろ、宗教は個人的な自由として保障されることになる。

この「ライシテ」の起源はフランス革命にまで遡り、1880年代からフェリー法によって既存の宗教教育を排除し、政府による公教育への転換が図られていく。次に、1886年には学校教員の政教分離が行われていく。神父または聖職者は、公立学校で教えることができなくなった。1901年の結社法においても、宗教結社をつくるためには法による許可が必要とされるようになった。この法律が厳格に適用され、3000の宗教教育機関が閉鎖されることになったのである。さらに、1905年に「教会と国家の分離に関する法」が成立して、「ライシテ」が法的にも一般化されることになった。その特徴は、政府への特定の宗教の影響を排除するだけでなく、個人の宗教行為の自由を保障することも含まれていた。これ以後、フランスの政体は度々変

更されたが、「ライシテ」の原則はほぼ一貫して守られてきた。

こうした「伝統的なライシテ」の原則は公務員、学校の先生や事務員などに適用されるものであり、生徒にまで拡大されることはなかった。これが、1990年代になると大きく変わっていくことになる。フランス社会におけるイスラム教徒の可視化が進む中で、この原則が次第に拡張されていくようになったのである。1989年、パリの北にあるクレイユという町で事件が起こる。3人のイスラム教の女子中学生がスカーフをかぶって授業に参加したところ、校長が彼女たちを排除することを決定した。これに対して、当時の文部大臣であったジョスパンは両義的に対応した。一方で「ライシテ」は大事だが、他方で生徒を排除することにも反対する。そこで、フランスの国務院は「イスラム教のスカーフはライシテの原則に反することがない」と判示し、「排除していいのは特例の場合のみ」と結論づけることになった。しかし、この特例の事項が治安を理由として拡張されていくことになる。2004年には「スカーフ法律」が出され、イスラム教の女子学生がスカーフをかぶることを禁止した。また、宗教的標章法が出され、学校において宗教を誇示する表現が禁止されていく。具体的には、イスラム教のスカーフやユダヤ教のキツパ、大きな十字架が対象となった。さらに、2014年には対象が学校行事に参加する親にまで拡張された。

このようにして、「ライシテ」の原則はその適用範囲をめぐって政治的に争われている。その背後には、フランス社会がイスラム教とどう折り合いをつけていくかが課題となっている。これには長い時間がかかるだろうが、フランス社会が積極的に取り組んでいかなければならない課題でもあると述べられた。



家族援助技術セミナー報告

二本柳 菜実 (セミナー受講者)

私は精神保健福祉士養成科の専門学校に所属していることから、今回のセミナーに興味を持ち参加した。セミナーには福祉関連業界の方や教育業界等、様々なバックグラウンドを持つ方が参加されており、多様な視点からお話を聞ける大変貴重な機会だったと感じている。

セミナーの概要は、第1回目に家族イメージ法 (FIT) を用いて、自分の中にある家族をイメージ化するところからスタートした。そして家族ロールプレイを行い、役割になりきってFITを活用しながら模擬面談を実践した。

第2回目では、ジェノグラムを作成したのち、家族造形法を体験した。家族造形法は私の中で最も印象に残っているプログラムである。これは、ジェノグラムや当事者の語りだけでは見えてこないもの、例えば当事者とその家族たちの微妙な距離感や、感情のゆらぎが、それぞれの役割を体験した人から次々と湧き出てくる。このことがとても不思議で、今までにない新しい感覚を実感した。

第3回目では、リフレーミングという物事に対する「意味づけ」を変換させる技法を学び、ソリューション・フォーカスト・アプローチ (SFA) の実習を行った。実習では実際に自分の抱えている困りごとを援助者役の人に相談し、ミラクル・クエスチョンという「もしあなたに奇跡が起きたら?」といった発想の質問を活用しながら行った。この発想を相談場面に用いることで、相談者がどん底にいて解決策が見えないとふさぎ込んでも、だんだんと相談者のこわばっていた気持ちが解放され、ラクになっていくことが印象的だった。一見相談内容とは関係がないようにみえる「もしあなたに奇跡が起きたら?」という質問は、相談者が現在見失っている日々の楽しみや好きなことを思い出させてくれるものであった。これらは相談者のリカバリーの過程で重要な要素であることが実習を通してわかった。

全3回のセミナーを通じた私自身の気づきは、相談者が直面している「問題」のとらえ方は、援助者が解決することではなく、相談者本人が未来を見据えながら試行錯誤し、小さな変化を積み重ねていくうちに、気が付いたら前に進んでいた、という感覚である。私の中で、「援助者がなんとか問題を解決しなければ」と思い込んでいた部分があったので、この感覚に、ハッとさせられた。援助者としての在り方を再考する、大変貴重な時間だったと感じている。

仲山 加代子 (セミナー受講者)

面接・カウンセリングでは、クライアントの話を傾聴し、受容する事が大切である。他に何かツールはないだろうか? 複雑に

絡んだ家族の問題に対してその家族を理解し、関わり方を考える機会を必要としてセミナーに参加しました。実務者でない私を教えて頂いた河東田誠子先生、有難うございました。

第3回目のセミナーの目的は、「ソリューション・フォーカスト・アプローチの手法を用いて、援助に役立てる」でした。私は特に、解決志向のブリーフセラピーに強く共感を覚えました。その「中心哲学」の前提として、①変化は絶えず起こっており必然であること、②小さな変化は大きな変化を生み出すこと、③解決について知るほうが問題と原因を把握することよりも有用であること、④クライアントは彼らの問題解決のためのリソース(資源・資質)を持っており、クライアントが解決のエキスパート(専門家)である。この4つを知りました。併せて、3つのルールを学びました。それは、<ルール1> もうまくいっているのなら、変えようとするな。<ルール2> もし、一度やって、うまくいったなら、またそれをせよ。<ルール3> もうまくいっていないのであれば、(何でもいから) 違うことをせよ、でした。

また、セミナーでは面接マニュアル<5つのステップ>も学びました。その中で3つ、自分なりに振り返ってみようと思います。

ステップ1：クライアント —セラピスト関係の査定(アセスメント)

人は人との関わりの中で様々な思いと体験を通し、その人となり形成されていく。問題の渦中にいると、自分を見失い長い間苦しんでしまう。その苦しみを楽に変えていく。

あまりにも問題がありすぎて手がつけられない状態であっても、本当はどのようになっていくことが自分の望みなのか。問題の山から抜け出して四六時中ストレスとなっているものから離れて、希望のイメージを描くことが大切だと考えました。

ステップ2：良いゴールのための条件

私は、良いゴールを導くためには、「中心哲学」の前提条件のうち、①の変化は絶えず起こっていること、②のそのクライアントにとって小さな変化となるのは何かを意識し、解決したイメージを考えることが大切であると感じました。

ステップ3：解決にむけての有効な質問

私は、解決像を構築するためのミラクル・クエスチョン、「例外」探しの質問、この2つが大切であることを知りました。「解決」とは「問題解決」のことではなく、新しく何か構築されることや、より良き未来の状態を手に入れることなのです。

セミナーを通して、家族援助・カウンセリングで大切な事は、クライアントを信じる心、人間として尊重する心で向き合う事である。それは、「クライアントが(彼らの)解決のエキスパート(専門家)である」からだと思いました。

研究例会(9月24日)報告

生活保護と医療 —生活保護開始前後の医療機関受診の分析を中心に—

大津 唯

(国立社会保障・人口問題研究所研究員、本研究所元所員)

近年の生活保護の受給者の急増に伴い、生活保護費の約半数を占める医療扶助も大きく増加傾向にある。また、生活保護受給者の一人当たり医療扶助費は、国民健康保険の一人当たり医療費よりも高額である。そのため、医療扶助の見直しは度々議論の俎上に上がって来た。特に、「生活保護受給者に医療費は全額が医療扶助による現物給付であり、自己負担が存在しないことが、過剰診療に繋がっているのではないか」との主張は根強い。実際、長期入院患者の退院促進や通院日数の多い者に対する指導、レセプト点検といった取り組みが進められているほか、生活保護法の改正により2014年にはジェネリック(後発)医薬品の促進や指定医療機関制度の更新制が導入された。

しかし、こうした議論に必要なエビデンスの蓄積は乏しい。そうした状況を踏まえ、報告者は生活保護開始前後の医療機関受診を分析した2つの実証研究を行っている。本報告ではその結果を紹介し、そこから得られる政策的含意について議論した。

健康状態の悪化と生活保護開始の関係

生活保護受給の開始理由として多いものの一つに「傷病」がある。理由別の生活保護受給開始世帯数は厚生労働省『被保護者調査』(2011年度以前は『福祉行政報告例』)で公表されており、傷病による保護開始世帯の割合は、2008年以前は4~5割、収入や貯蓄の減少といった経済的理由が増えたり一マンショック以後も2~3割で推移している。それでは、こうした健康悪化は保護開始前のどの時期に生じているのだろうか。

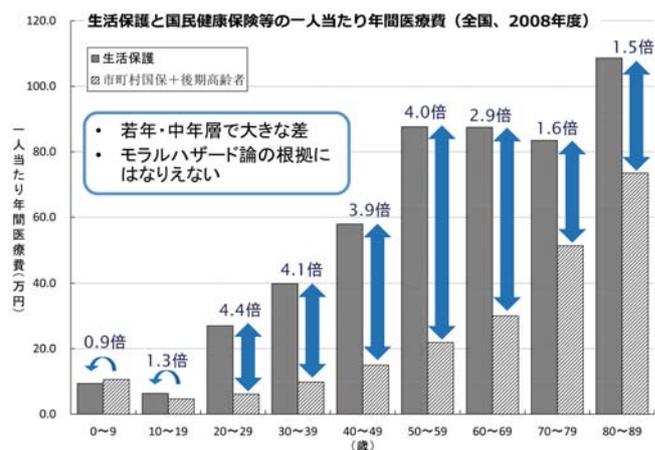
生活保護開始直前まで国民健康保険に加入していた人に限られるが、報告者が某自治体(以下、X市)の2008年4月~11年3月の国民健康保険のレセプトデータ等を用いて行った分析では、平均的には保護開始の約1年前から入院率・平均入院医療費が増加していた。したがって、生活保護開始直前の健康悪化が生活保護受給者の一人当たり医療扶助費の高さの一因となっていることが分かる。

医療扶助適用による医療機関受診の変化

とはいえ、この事実をもって、医療扶助における過剰診療の可能性を否定しえない。医療費自己負担が無料になる生活

保護開始に伴って、直前に健康悪化した以上に医療費が増えているかもしれないからである。そこで、同じく生活保護開始直前まで国民健康保険に加入していた人に限られるが、X市の国民健康保険と医療扶助のレセプトデータ等を接続し、2011年4月~12年12月に生活保護開始となった人の開始前後5カ月間の医療機関受診状況を観察した。その結果、そもそも約半数は受診が全くないか、あっても月平均1日未満であり、通院頻度の上昇があった者でも月平均1日程度の増加に留まることが観察された。したがって、自己負担の無料化による過剰受診の明確なエビデンスは得られなかった。

以上の実証分析は、一地域の一期間の極めて限られたデータに基づくものであるため、全国的には異なる傾向が観察されることも否定しえない。しかし、いずれにせよ、生活保護受給者の保護開始前後の実態について解明されていることは、ほんの一握りに過ぎず、今後より大規模なデータによるエビデンスの蓄積が求められる。



(注) 医科医療費。生活保護の医療費は、医療扶助分のみ。
(出所) 厚生労働省(2011)「貧困・格差、低所得者対策に関する資料」をもとに著者作成。

研究例会(10月27日)報告

少子化対策におけるエンゼルプランの意義に関する考察

浅井 亜希 (立教大学法学部助教・本研究所所員)

日本における少子化対策は、1990年の「1.57ショック」以降、議論に拍車がかかったといわれる。その端緒となった「エンゼルプラン」は、日本の少子化対策においてどのように位置づけられるのか、またどのような意義や限界があるのか、厚生省の取り組みを中心に検討した。

「エンゼルプラン」とは、1994年12月16日に策定された「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」の通称であり、少子化の原因・背景を整理したうえで、1995年から10年間の子育て支援施策の基本的方向と重点施策を盛り込む内容であった。このプランに沿って関係省庁が連携

を図りつつ、子育て支援対策を進めることが定められた(文部、厚生、労働、建設4大臣合意)。

エンゼルプランの理念は、「子育て支援社会の構築を目指す」というものであり、そのために、①子育てと仕事の両立支援の推進、②家庭における子育て支援、③子育てのための住宅及び生活環境の整備、④ゆとりある教育の実現と健全育成の推進、⑤子育てコストの軽減が、基本的方針として定められた。これらに沿い、各省は取り組みを独自に定めていった。

次にエンゼルプランが、日本の少子化対策においていかに位置づけられるのか検討した。第1に、少子化対策の端緒／契機として、1990年代以降の子ども・現役世代をめぐる政策の中心軸としての位置づけである。つまり少子化問題が、育児休業法の成立、児童福祉法、母子保健法、児童手当法の改正につながっていくことを明らかにした。第2に、関係省庁が連携して行う、すなわち政策のパッケージ化の萌芽としての位置づけである。

一方、エンゼルプランには、広範な政策を包括するスローガンにすぎなかったという限界もある。しかしながら具体的な数値目標を入れられなかったこと、各省の具体的なプランに委ねたことによって、4省庁が連携した策定がはじめて可能となったと言えるのではないだろうか。

本報告においては、エンゼルプランの概要だけでなく、その制定過程やその後の新エンゼルプラン(少子化対策の確立期)への展開を考察し、濃密な議論が展開された。

2015年度秋学期 活動報告

社会福祉のフロンティア

◆ 2015年12月8日 開催

「第42回社会福祉のフロンティア フランス共和国の核心にある「ライシテ(政教分離)」」

講師:ダビッド・マリナス(フランス大使館大学交流担当官、大学交流部門主任)

ライシテ(政教分離)について、学校における宗教的な中立性の原則との関係を例に講演いただいた。

家族援助技術セミナー

第1回

◆ 2015年9月26日 開催

講師:河東田誠子(臨床心理士・本研究所特任研究員)

家族イメージ法(FIT)を用いて、家族の関係性について理解を深めた。

第2回

◆ 2015年10月17日 開催

講師:河東田誠子(臨床心理士・本研究所特任研究員)
家族造形法を用いて、家族の関係性の構造を体感的・視覚的に理解を深めた。

第3回

◆ 2015年11月7日 開催

講師:河東田誠子(臨床心理士・本研究所特任研究員)
ソリューション・フォーカスト・アプローチ(SFA)の手法を用いて、援助に役立てる技術について理解を深めた。

社会福祉セミナー

「輪読—小山進次郎『生活保護法の解釈と運用』を読む」

第4回

◆ 2015年10月3日 開催

講師:菅沼隆(本研究所所長・立教大学経済学部教授)
第4回目は、保護の原則について議論した。

第5回

◆ 2015年11月7日 開催

講師:菅沼隆(本研究所所長・立教大学経済学部教授)
第5回目は、保護の種類および適用範囲について議論した。

第6回

◆ 2015年12月5日 開催

講師:菅沼隆(本研究所所長・立教大学経済学部教授)
第6回目は、保護の実施機関について議論した。

第7回

◆ 2016年1月9日 開催

講師:菅沼隆(本研究所所長・立教大学経済学部教授)
2015年度の最終回は、保護の方法について議論した。

GF研(ジェンダー・ファミリー研究会)

毎月第3水曜日に開催(10月21日、11月18日、12月16日、2016年1月20日、2月17日)

研究例会

第3回

◆ 2015年9月24日 開催

タイトル:「生活保護と医療—生活保護開始前後の医療機関受診の分析を中心に—」

発表者:大津唯(国立社会保障・人口問題研究所研究員、本研究所所員)

第4回

◆ 2015年10月27日 開催

タイトル:「少子化対策におけるエンゼルプランの意義に関する考察」

発表者:浅井亜希(立教大学法学部助教・本研究所所員)

既刊図書紹介



苦悩とケアの人類学 —サファリングは創造性の源泉になりうるか？

浮ヶ谷幸代編、世界思想社、2015年
菅野摂子特任研究員が第1章を担当した。

生きる、老いる、病む、死ぬ——すべては人類の共通の営みである。苦悩の経験は、苦悩の経験から創造性を生み出す。苦悩の経験は、苦悩の経験から創造性を生み出す。



なぜ女性は仕事を辞めるのか —5155人の軌跡から読み解く

岩田正美・大沢真知子編著、日本女子大学現代女性キャリア研究所編、青弓社、2015年

三具淳子研究員が第2章を、杉浦浩美特任研究員が第3章を担当した。



市民が提案するこれからの移民政策 —NPO 法人 APFS の活動と世界の動向から

吉成勝男・水上徹男・野呂芳明編、現代人文社、2015年

野呂芳明所員が第1章・第2章を担当した。



私が家庭科教師になったわけ —つまるどころの「生きる力」

小平陽一著、太郎次郎社エディタス、2016年

小平陽一GF研メンバーの著書。



大学生が出会うリスクとセルフマネジメント —社会人へのステップ

逸見敏郎・山中淑江編著、学苑社、2015年

逸見敏郎所員が第1章を担当した。



社会政策 —福祉と労働の経済学

駒村康平・山田篤裕・四方理人・田中聡一郎・丸山桂著、有斐閣、2015年

田中聡一郎特任研究員が第4章・第5章・第9章を担当した。

編集後記

旅立ちの季節となり、社会福祉研究所も新しい風が吹き込みます。今年度は所員によるセミナーも設けられ、新しいプロジェクトもはじまりました。

2017年度の研究所50周年にむけ、ひろく開かれた研究所でありますよう。(浅井)



立教社会福祉ニュース 第43号 2016年3月31日発行

〒171-8501

東京都豊島区西池袋 3-34-1 立教大学 社会福祉研究所

TEL 03-3985-2663 FAX 03-3985-0279

E-mail r-fukushi@rikkyo.ac.jp URL <http://www.rikkyo.ac.jp/research/laboratory/ISW/>

発行責任者：菅沼 隆 (社会福祉研究所所長) 編集：浅井、新嶋、金 制作・印刷：(有)サムクイック